



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年5月27日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第38号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9のうち「17万9,000円、小人14万3,200円」を「18万9,000円、小人15万1,200円」に改める。

様式第13号中「市町村長 殿」を「市町村長 様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

危機管理・消防防災課

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年5月27日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第39号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する

規則

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成13年長野県規則第36号）

の一部を次のように改正する。

第5条中「第37条第2項」の次に「及び第43条第2項」を加える。

第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「法、省令及びこの規則」を「法第22条第1項、第25条第1項及び第27条第1項並びに省令第1条」に、「基づき」を「より」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法第10条第1項及び第2項の規定により知事に提出する書類は、正副2部とし、届出に係る建設工場の場所を管轄する地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び更埴市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の長を経由しなければならない。

様式第3号中「第37条第2項」の次に「(第43条第2項)」を加える。

附 則

この規則は、平成14年5月30日から施行する。

建築管理課